改　正　前

P1

１．業務継続計画の必要性と目的

平成 23 年３月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan　以下「ＢＣＰ」という。）の策定が地方自治体にも広がりをみせている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やＢＣＰ以外に、議会独自のＢＣＰの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

また、本市においても平成 24 年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会ＢＣＰ」という。）を策定するものである。

（平成 26 年３月）

令和２年１月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに議事・議決機関である市議会の活動を一定制限する事態となった。

このことから、治療法や予防法が確立されていない感染症に対応するための組織体制や議員の行動基準などを定めるものである。

（令和２年８月）

P7

災害種別	参集者	参集時間	参集方法	服　装	携帯品
地 震	第１次参集者５名 局　長 次　長 議会総務課長 議会総務課 総務係長 議事課長 ※次長が課長を兼務する場合又は課長職の者が不在の場合は、当該所属の次の職位の者とする	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	タブレット端末（所持者）携帯電話、筆記用具、飲料水、３日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバッグを活用
	第２次参集者４名 議会総務課２名 議事課２名	第１次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

P8

✧　「検討課題」　現在、議会局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。

⇒　平成 26 年４月から組織体制が見直され、議会局からは本部員として局長、連絡調整班１名の選出となった。

改　正　後

１．業務継続計画の必要性と目的

平成 23 年３月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan　以下「ＢＣＰ」という。）の策定が地方自治体にも広がりをみせている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やＢＣＰ以外に、議会独自のＢＣＰの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

また、本市においても平成 24 年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

そして、令和２年１月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、議事・議決機関である市議会の活動を一定制限することとなり、こうした感染症に対応するための議員及び議会局職員の行動基準等の必要性が明らかになった。

これらのことから、大規模災害の発生時や重大な感染症のまん延時などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会ＢＣＰ」という。）を策定するものである。

災害種別	参集者	参集時間	参集方法	服　装	携帯品
地 震	第１次参集者５名 局　長 次　長 議会総務課長 議会総務課 総務係長 議事課長 ※次長が課長を兼務する場合又は課長職の者が不在の場合は、当該所属の次の職位の者とする	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器、筆記用具、飲料水、３日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバッグを活用
	第２次参集者４名 議会総務課２名 議事課２名	第１次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

✧　「検討課題」　現在、議会局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。

⇒　平成 26 年４月から組織体制が見直され、議会局からは本部員として局長、連絡調整班１名の選出となった。

P9

参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）

災害種別	地震（震度５強以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参　集	突発的な災害であり、災害情報も無く、事前に参集している職員はいない。 市内において震度５強以上が計測された場合に、第１次参集者（５名）が参集する	予め災害に備える体制として、警報発令時には２号体制で１名の職員が議会局に参集している。 市の災害警戒本部が設置された場合には、当該職員に加えて、２名の職員が参集する。 市の災害対策本部が設置された場合には、当該職員に加えて、第１次参集者（５名）が参集する

P11

イ　議員への安否確認方法と確認事項

（イ）議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

（ロ）議会局の情報通信端末が使用できない場合

議会局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

P14

※災害情報の収集
災害情報は、別添様式２「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し災害現場の写真などを議会局に報告（タブレット端末・メール・FAX）する。

⇒　平成26年４月以降、初動支所班等の構成員を議会局職員から選出しない取扱いとなっていたが、執行部において支所における災害発生時の対応を強化するため初動支所班等の人員を増強していることを受け、令和７年度から、災害発生時における議会機能の維持に支障のない範囲で、議会局職員のうちから初動支所班等の構成員の動員候補者を若干名選出し、動員が決定したときは議会局職員から１名程度を当該構成員として選出することとなった。

参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）

災害種別	地震（震度５強以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参　集	突発的な災害であり、災害情報も無く、事前に参集している職員はいない。 市内において震度５強以上が計測された場合に、第１次参集者（５名）が参集する	予め災害に備える体制として、警報発令時には２号体制で１名の職員が議会局に参集している。 市の災害警戒本部が設置された場合には、当該職員に加えて、１名の職員が参集する。 市の災害対策本部が設置された場合には、当該職員に加えて、第１次参集者（５名）が参集する

イ　議員への安否確認方法と確認事項

（イ）議会局の通信端末機器が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器に電子メールを一斉送信し、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器への電子メールの送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

（ロ）議会局の通信端末機器が使用できない場合

議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器に電子メールを一斉送信し、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器への電子メールの送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

※災害情報の収集
災害情報は、別添様式３「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末等の通信端末機器を活用し、災害現場の写真などを議会局に報告（タブレット端末等・メール・FAX）する。

P20

議員の参集基準

災害種別	参集方法 （手段）	参集場所	服　　装	携 帯 品
地　震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒　議会局（本館３階） 本庁が被災した場合 ⇒　災害対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、３日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバッグを活用

P25

①　地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式２「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

②　タブレット端末の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づき、タブレット端末（会議（同期）システムの災害用フォルダ）に保存する。また、災害対策会議などにおいては、フェイスタイム（テレビ（音声）通話）を活用し、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

P26～

６．新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

（１）感染症に係る発生段階別の考え方

新型コロナウイルス感染症では、各都道府県におけるステージ設定により注意喚起等が行われることになる。

滋賀県において策定された「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」（※１）は、客観的な指標により県民の行動指針等を示されている。

大津市議会ＢＣＰ（業務継続計画）第５版では、同プランの判断指標と大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画の発生段階をリンクさせて記述していたが、同プランの見直しの都度、市議会ＢＣＰの見直しが必要となることから、同プランは、議員及び議会局職員の日常生活における行動指針とし、市議会ＢＣＰにおいては参考指標とする。

一方、「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」は、新型インフルエンザ等の発生時における市の業務の継続を図るための計画であり、同計画に掲げられている発生段階（※２）に応じ必要な措置が講じられることから、同計画をもとに議会及び議会局における業務継続の体制及び活動の基準を示す。

議員の参集基準

災害種別	参集方法 （手段）	参集場所	服　　装	携 帯 品
地　震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒　議会局（本館３階） 本庁が被災した場合 ⇒　災害対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器、筆記用具、飲料水、３日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバッグを活用

①　地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式２「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、タブレット端末等の通信端末機器を有効に活用するものとする。

②　タブレット端末等の通信端末機器の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づき、議会で使用するソフトウェアの災害用フォルダに当該データを保存する。また、災害対策会議などにおいては、オンライン会議システムやフェイスタイム（テレビ（音声）通話）等を活用し、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

（※６を全部改正）

６．重大な感染症のまん延への対応等

（１）業務継続体制の構築

市内において重大な感染症がまん延した場合には、議員及び議会局職員は、執行部における感染症への対応に準じて行動し、議会においても感染拡大を防止しつつ、原則として地震・風水害の場合と同様に、議員及び議会局職員の安否（健康状態）の確認、災害対策会議の設置運営等を行う。

①　議会局の体制

ア　議会局職員の非常時優先業務

市において危機対策本部が設置されたときは、議会局職員は、通常業務に優先して速やかに次の非常時優先業務に当たるものとする。

※1　「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」

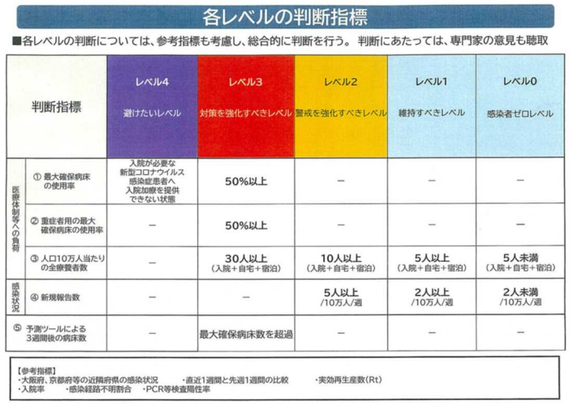

各レベルの判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。 判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	－	－	－
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	－	50%以上	－	－	－
	③ 人口10万人当たりの全療養者数	－	30人以上（入院＋自宅＋宿泊）	10人以上（入院＋自宅＋宿泊）	5人以上（入院＋自宅＋宿泊）	5人未満（入院＋自宅＋宿泊）
感染状況	④ 新規報告数	－	－	5人以上/10万人/週	2人以上/10万人/週	2人未満/10万人/週
⑤ 予測ツールによる3週間後の病床数		－	最大確保病床数を超過	－	－	－

【参考指標】
・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況　・直近1週間と先週1週間の比較　・実効再生産数(Rt)
・入院率　・感染経路不明割合　・PCR等検査陽性率

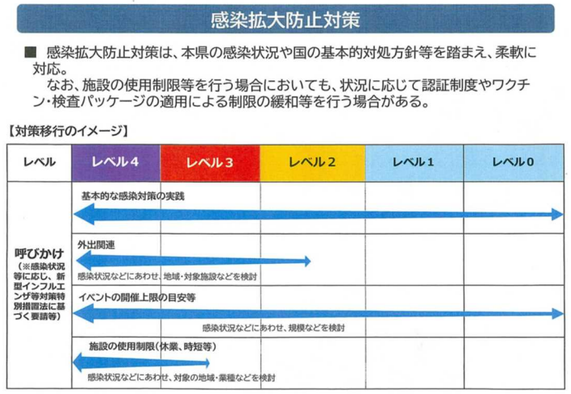

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。
なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

※2　「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」

発生段階		状　　態
第1段階	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第2段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態
第3段階	国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内・近隣都市（京都・大阪）では新型インフルエンザ等が発生していない状態

【非常時優先業務】

- 議員及び議会局職員の健康状態の把握
- 議会局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 災害対策会議の設置
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 感染症関係情報の収集・整理、議員への発信
- オンライン会議環境の設定
- 議場、委員会室等の会議場所の確保
- 本会議及び委員会における傍聴者の感染予防対策

イ　議員等の安否（健康状態）の確認方法及び確認事項

大津市役所本庁舎等で感染者が確認された場合や災害対策会議等の開催に伴い議員等の健康状態を報告する場合、別添様式２「議員及び職員安否（健康状態）確認表（感染症用）」を活用し、議員等とその家族の健康状態等の確認を行う。

電子メールにより確認を行うときは、安否確認等のメールの【感染症】雛形③を参考に活用する。

（ア）議会局の情報通信端末を使用することができる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器に電子メールを一斉送信し、返信がない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器への電子メールの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

（イ）議会局の情報通信端末を使用することができない場合

議会局職員（会派担当者）の携帯電話などから議員の携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器に電子メールを一斉送信し、返信がない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員から携帯電話、タブレット端末等の通信端末機器への電子メールの送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

第４段階	県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	県内・近隣都市（京都・大阪）で新型インフルエンザ等が発生しており、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
第５段階	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む）
第６段階	小康期（再燃期）	国内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

（２）業務継続（感染防止）体制の構築

第４段階（県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期）以降においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

そのため、この体制は、議会と議会局の双方において構築し、第３段階（国内発生、県内・近隣市（京都・大阪）未発生期）の段階から、議会局では、２交替制勤務（１／２体制）の準備を進めるなど、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

①　議会局の体制

市において、業務継続計画における第４段階へ移行し、市のＢＣＰ本部会議において２交替制勤務が必要と判断した場合には、議会局職員は、通常業務を縮小・休止し、優先度の高い業務を行う。なお、３つの密回避のため、優先業務に支障のない限り、テレワーク環境により在宅勤務を活用する。

ア　議会局職員の行動基準

（イ）第２段階＜海外発生期＞

● 国内発生期に備え、備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の発注を行う。

（ロ）第３段階＜国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期＞

● 毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行うとともに、発熱及び風邪症状*[1]がある場合は、出勤を控える。（別添様式４の活用）

*[1]　咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など　。

● 時差勤務やテレワークによる在宅勤務等を活用するなどの感染防止策を講じる。
● ２交替制勤務に備え、各所属でグループ編成を行う。
● 感染予防のため議会フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底を図る。
◎「７．議会局における業務継続のための業務仕分け」の確認

（ハ）第４段階＜県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期＞

● 第３段階時の行動基準を継続する。
● 市のＢＣＰ本部会議の決定に基づき、２交代制勤務及び執務室の分散等を実施する。
● 積極的に市との情報共有を行う。
● 議員及びその家族の健康状態の把握に努める。

（ニ）第５段階＜県内感染期＞

● 第４段階時の行動基準を継続する。
● 流行等の状況に応じて継続する通常業務をさらに絞り込み、優先度の高い業務を行う。
● 議員に対しタブレット端末を活用し情報提供を積極的に行う。
● 感染予防、まん延防止のため議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
● 会議の開催に当っては、３つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。

②　議会の体制

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の危機管理基本計画に位置付けられた危機対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。災害対策会議は、議長、副議長及び３人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとする。

（重大な感染症のまん延下における災害対策会議の設置基準等）

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	市の危機対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部の解除等をもって解除する。	議会局（第２委員会室又はオンライン上）	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する。	会議の進行は、委員長が行う。 協議事項は、委員長が決定する。

（災害対策会議）

構成員	議　長	副議長	各会派の代表者
役　職	委員長	副委員長	委　　員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する。	委員長の指示のもと、次の任務に当たる。 ○災害対策会議の運営に関すること。 ○議員の安否（健康状態）に関すること。 ○議員の参集に関すること。 ○本会議、委員会の開催に関すること。 ○本会議、委員会の協議事項などに関すること。 ○情報の収集・共有などに関すること。 ○市の危機対策本部等との連携に関すること。 ○その他、災害対応に必要と考えられること。

※　災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の２項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

※　上記の取扱いについては、事象の第１回目の災害対策会議で協議し決定する。なお、決定後も、その後の協議で、取扱いを変更することも可能とする。

（ホ）第６段階＜小康期（再燃期）＞

- 第４段階時の行動基準は継続する。
- 順次、通常の業務に戻す。
- 次の感染拡大に備えた対応を検討する。
- 議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
- ３つの密回避への配慮を継続する。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の氏名、連絡先の確認
- 職員の健康観察
- 議会局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員の健康観察
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 災害対策会議の設置
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 感染関係情報の収集・整理、議員への発信
- オンライン会議環境の設定
- 議場、委員会室などの会議場所の確保

※　市の危機対策本部等…市の危機管理基本計画に基づく危機警戒本部及び危機対策本部、並びに市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部

議会局職員の２交替制勤務（１／２体制）基準

１　班	２　班
局　長	次　長（議会総務課長兼務）
議会総務課長補佐	議　事　課　長
議事課長補佐	
議会総務課　２名	議会総務課　２名
議　事　課　４名	議　事　課　５名

- 議会局職員は、市の危機対策本部等の組織体制に組み込まれており、危機対策本部等の指揮命令下にある。
- 市の危機対策本部等本部員に局長、連絡調整班員に議事課長補佐が選出されていることから、当該会議への出席を考慮し、同一の班とする。
- １班が自宅待機中の場合、次長及び議事課長が上記会議へ出席する。

（災害対策会議の構成員の参集方法等）

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服　装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法（自家用車等）で参集する。	第２委員会室又は議会局が指定する場所	通常の服装	タブレット端末等の通信端末機器、感染拡大防止のため必要となる物品等

感染症事案における災害対策会議の概要

災害対策会議の運営	災害対策会議の運営は、次の要領で行う。 ・開催場所　第２委員会室又はオンライン上 （オンライン会議の場合でも議事進行者及び議会局職員は第２委員会室で会議に出席する） ・司会　　局長 ・議事進行　議長 ・報告事項　市の危機対策本部等における協議・報告内容、議員と議会局職員の健康状態等 ・協議事項　議会としての今後の対応など ・その他 ・記録　　会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真　　会議の状況を、記録写真として残す ・次第（例） 第　回大津市議会災害対策会議 日時：　　年　　月　　日　　：　から 場所： １．○○○について　（報告） （仮）市の危機対策本部等における協議・報告内容について ２．□□□について　（協議） （仮）議会としての今後の対応について ３．その他

感染症事案における災害対策会議の概要

災害対策会議の運営	災害対策会議の運営は、次の要領で行う ・開催場所　第２委員会室又はオンライン上 （オンライン会議の場合でも議事進行者及び議会局職員は第２委員会室で会議に出席する） ・司会　　局長 ・議事進行　議長 ・報告事項　市の危機対策本部等における協議・報告内容、議員と議会局職員の健康状態等 ・協議事項　議会としての今後の対応など ・その他 ・記録　　会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真　　会議の状況を、記録写真として残す ・次第（例） 第　回大津市議会災害対策会議 日時：　　年　　月　　日　　：　　から 場所： １．○○○について　（報告） （仮）市の危機対策本部等における協議・報告内容について ２．□□□について　（協議） （仮）議会としての今後の対応について ３．その他

イ　議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項

大津市役所本庁舎等で罹患者が確認された場合や災害対策会議等の開催に伴い議員等の健康状態を報告する場合、別添様式２「議員安否（健康状態）確認表」により、議員とその家族の健康状態等の確認を行う。

メールによる確認にあたっては、74 頁の雛形③を参考に活用する。

（イ）議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

（ロ）議会局（庁舎）が立入り制限され使用できない場合

議会局職員（会派担当者）の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員から携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

健康状態確認事項

別添様式２「議員安否（健康状態）確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の健康状態
- 議員の所在地、連絡先

※　登庁している議員の健康状態確認は、議会局職員が聞き取り、別添様式２「議員安否（健康状態）確認表」を作成する。

③　議員の参集方法等

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員の参集方法、服装、携帯品等は、災害対策会議の構成員の参集方法等と同様とする。

（２）重大な感染症のまん延に対応するための環境の整備等

①　オンライン会議システムの活用

新型コロナウイルス感染症については、令和２年４月７日、７都府県に対して緊急事態宣言が発出され、さらに、同年４月 16 日にはこれが全国に拡大され、同年５月 25 日の５都道県解除まで、約２か月間にわたり不要不急の外出自粛を求める等の措置がとられた。このような中、議会においては、本会議や各委員会がいわゆる「３つの密」の場となり得ることからその開催が危ぶまれたが、大津市議会においては、様々な感染拡大防止策を講じた上で同月 18 日に令和２年招集会議を開催することとなった。

このコロナ禍により、重大な感染症がまん延した場合には、人が参集することそのものが感染リスクを高めることが改めて浮き彫りになった。このような中にあっても、議会は議事機関としての職責を全うするため十分な審議を確保する必要があり、その実現のためには、技術革新の成果を積極的に取り入れることが不可欠である。そこで、大津市議会ではオンライン会議システムを導入するとともに、関係する例規を整備してオンライン会議システムを活用した委員会の開催や本会議における一般質問などを可能とした。

今後も、議会の機能を維持し、審議等を継続するため、これらの手段を有効に活用し、災害対策会議や議員間の意見交換の場等についてもオンライン会議システムを積極的に活用していく必要がある。

②　感染対策に必要となる物資の確保

世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症禍の下、その感染予防対策のために必要となる不織布マスクや消毒液等の入手が国内で一時的に困難になる状況が生じた。重大な感染症のまん延下において議会機能を維持するためには、議会として、感染の原因やその予防策などに関する情報の収集を厳にしつつ、議会機能の維持に必要となる物資を的確に確保する必要がある。

③　一般傍聴者への対応

新型コロナウイルス感染症のまん延に際し、本会議や委員会の傍聴者については感染経路の追跡が可能となるよう氏名や連絡先を確認した上で傍聴を認めるなどの対応が必要になった。

また、いわゆるソーシャルディスタンスの確保のため、傍聴者席と傍聴者席の間に一席ずつ空席を設けることとしたため、傍聴席数を物理的に減ずることとなった。

今後も、重大な感染症のまん延に際しては、同様の措置を講じざるを得ない場合がある。

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の危機管理基本計画に位置づけられた危機対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。災害対策会議は、議長、副議長及び３人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

（災害対策会議）

構成員	議　長	副議長	各会派の代表者
役　職	委員長	副委員長	委　　員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否（健康状態）に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○情報の収集・共有などに関すること ○市の対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

※　災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の２項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

※　上記の取扱いについては、事象の第１回目の災害対策会議で協議し決定する。なお、決定後も、その後の協議で、取り扱いを変更することも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	市の危機対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部の解除等をもって解除する	議会局 （第２委員会室又はオンライン上）	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する

※　災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。（42 頁）

（市の危機対策本部の解除前に災害対策会議を解除した事例）

新型コロナウイルス感染症に伴う事象時には、特措法に基づく緊急事態解除宣言後、執行部においては、同法に基づく対策本部から、市危機管理基本計画に基づく危機対策本部に切り替え（令和２年５月 26 日）られた。

また、県内においては、同年５月 24 日から６月６日までの 14 日間連続して、感染経路不明の感染者が確認されていないことから、６月７日から「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージが「警戒ステージ」から「注意ステージ」へ移行したこと等を踏まえ、会議は解除した。

なお、新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大も懸念されることから、その状況により、改めて設置等について検討していくことになった。

大津市議会では、重大な感染症のまん延時にも市民等の傍聴の自由をよりよく確保するため、従来から実施している本会議のインターネット中継に加え、委員会のインターネット中継を令和５年度から試行実施し、令和６年度から本格実施したが、今後とも技術革新の成果等を踏まえ、会議の場以外でも希望者がリアルタイムで会議を傍聴することができる方法を拡大するよう議論を続けていく必要がある。

（３）情報の的確な収集・発信

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や県の動向及び地域の実情を的確に把握することが前提となる。市において事案発生による業務継続計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。

こうした状況下においても、議事機関としての議会の監視機能を維持することが必要である。

他方、執行部が非常事態への対応に追われている状況の下においては、市民福祉の向上の観点からは、議会として執行部の負担軽減を図ることも必要である。

よって、議会としては、バランス感覚を保ちながら執行部と連携・協力し、それぞれの役割を全うしていくことが重要である。

新型コロナウイルス感染症禍の教訓を糧として、重大な感染症のまん延時においても災害対策会議と市の危機対策本部等との連携を密にすることや、災害対策会議の開催に当たり、現状や今後の市の取組等を的確に把握するため、必要に応じて執行部の職員を招へいし、情報共有や意見交換等を行うことなどが必要である。

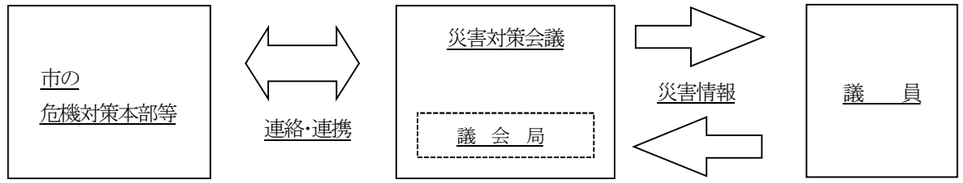

（※現在、市の危機対策本部等の会議には、議会局から局長及び連絡調整班として議会局職員１名が参画している。）

① 地域の要望等の収集・発信など

議員は、市の把握する情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集、把握に努めるものとする。議員が収集、把握した要望等の執行部への発信については、執行部の人員及び業務体制に鑑み、議会局を通じて行う。また、議員は市民の不安を払拭するため、市の情報や執行部からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。そのため、議員間での市の情報の共有化を図るため、タブレット端末等の通信端末機器を有効に活用するものとする。

② タブレット端末等の通信端末機器の活用

議員は、タブレット端末等の通信端末機器を有効に活用し、常に情報の受発信に努める。また、感染拡大防止の観点からも、オンライン会議システム等を活用する。

イ　議員の基本的行動

議員は、第３段階＜県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期＞以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状等がある場合は、登庁を控えるとともに議会局へ報告する。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- ♦　感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ♦　第５段階には、不要不急の外出を自粛する。
- ♦　議会局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ♦　災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記にかかわらず災害対策会議の任務に当たる。
- ♦　議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ♦　議会局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。
- ♦　本人又は同居家族が濃厚接触者として指定された場合、ＰＣＲ検査等を受検する場合には議会局へ報告する。また、ＰＣＲ検査等の結果が判明した場合も議会局へ報告する。

ウ　発生時期に応じた議員の行動基準

（イ）第３・４段階＜国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期・発生早期＞

- ●　毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行う。（別添様式４の活用）
- ●　発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告する。
- ●　登庁（外出）時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。
- ●　当面の議会活動内容について検討を行う。

（ロ）第５段階＜県内感染期＞

- ●　第３・４階時の行動基準を継続する。
- ●　議員は、不要不急の外出を自粛する。
- ●　議員活動にあたっては３つの密に配慮するとともに、オンライン会議システムを活用するよう努める。
- ●　市においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。

（ハ）第６段階＜小康期（再燃期）＞

- ●　第３・４段階時の行動基準を継続する。
- ●　順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

③　議員、議会局職員等が感染した場合等の情報の公表及び共有

議員及び議会局職員が公表を要する感染症に感染したときは、国の方針、県及び市の公表内容等に則して、本市議会として必要な情報を公表する。

また、議員、議会局職員等の健康状態等に関する情報の議会内における共有の範囲、方法等については、災害対策会議等で協議して定める。

（４）議員、議会局職員等が重大な感染症に感染した場合の服務等

議員、議会局職員等が重大な感染症に感染した場合の服務等については、市執行部の基準に準じて対応するものとする。

エ　災害対策会議などの指揮・命令系統

14 頁記載と同じ

第４段階以上の議会・議会局の行動の流れ

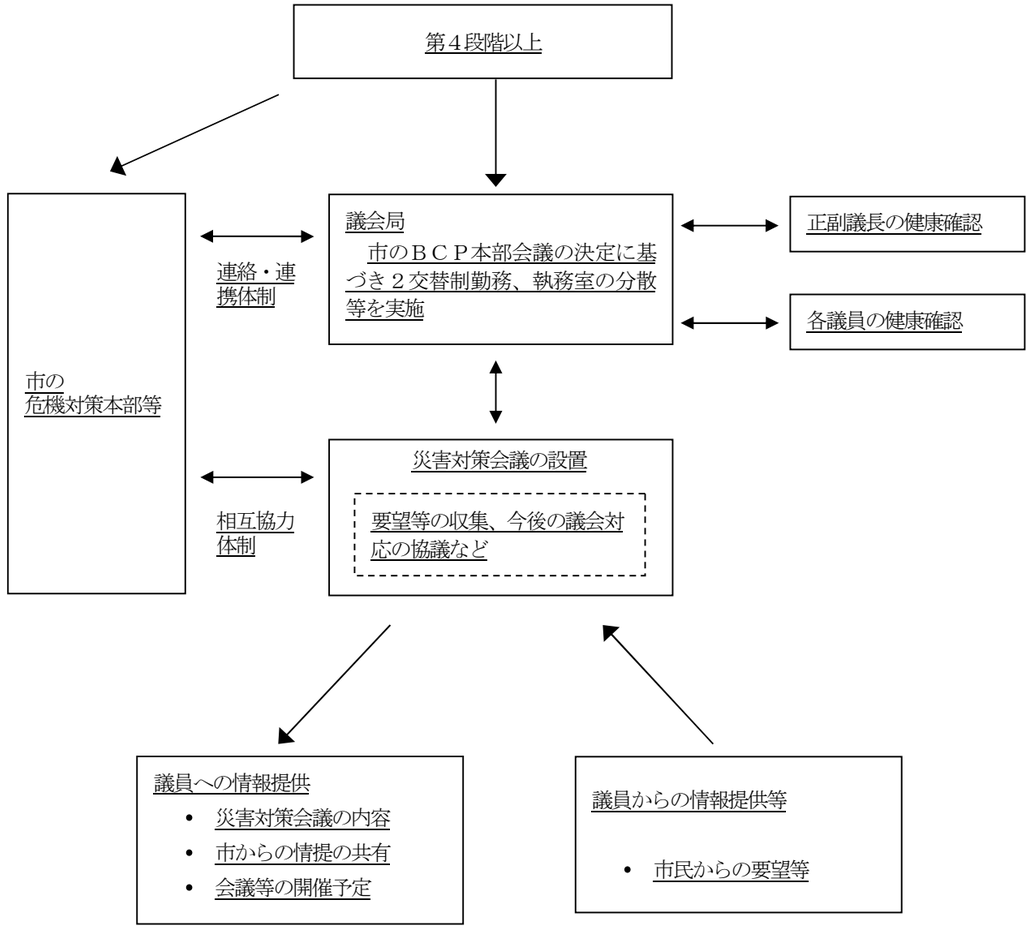

（３）行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの発生段階に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第６段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別対策が市において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

①　行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。

第４段階＜県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期＞
災害対策会議の設置、議員・職員及びその家族の健康状態確認の実施、情報の収集

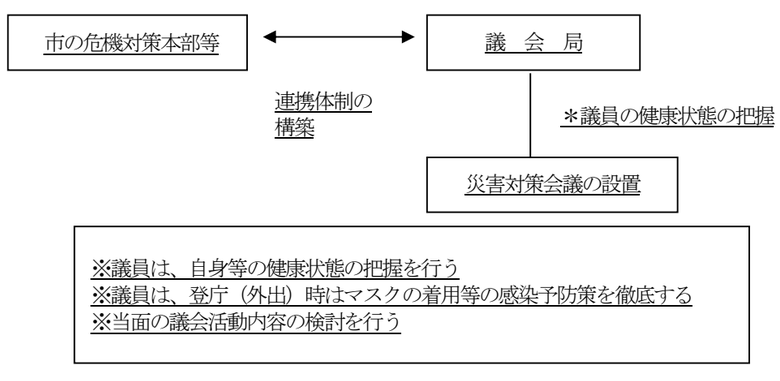

※議員は、自身等の健康状態の把握を行う
※議員は、登庁（外出）時はマスクの着用等の感染予防策を徹底する
※当面の議会活動内容の検討を行う

第５段階＜県内感染期＞
災害情報の収集、把握、共有

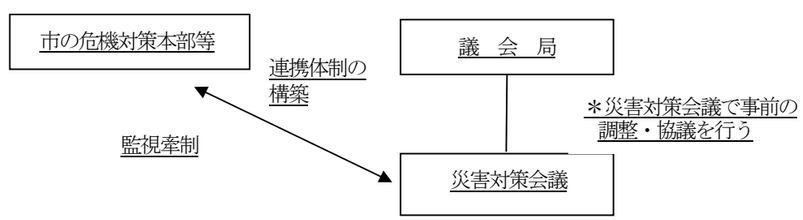

※議員と市の収集した情報を災害対策会議で共有し、市の
対策本部等と連携を図る

※議員は、不要不急の外出を自粛する
※議員は、登庁（外出）時はマスクの着用等の感染予防策を徹底する
※執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する

第６段階＜小康期（再燃期）＞
順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する

②　行動基準

議会局職員、議会・議員、災害対策会議の行動基準は、次のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等への対応は、様々な要因によって左右されるため、下記行動基準については、弾力的に運用する。

時　　期	議会局職員の行動	議会・議員の行動	災害対策会議の行動
【第２段階】 海外発生期	・備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認 ・不足品の発注		
【第３段階】 国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	・本人及びその家族等の健康状態の把握 ・時差勤務、テレワークによる在宅勤務の活用 ・消毒液の設置 ・マスクの着用	・本人及びその家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告 ・登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・市民からの要望等の収集	
【第４段階】 県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	・第３段階簿行動基準を継続 ・執行部との積極的な情報共有を図る ・議員及びその家族の健康状態の確認 ・市ＢＣＰ本部会議の決定に基づき２交代制勤務等の実施		・災害対策会議の設置 ・災害対策会議開催の検討 ・市の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動内容について検討を行う
【第５段階】 県内感染期	・第４段階の行動基準を継続 ・タブレット端末を活用し議員への積極的な情報提供 ・通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施	・第３・４段階の行動基準を継続 ・オンライン会議システムの活用 ・不要不急の外出を自粛 ・執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮	・必要に応じ災害対策会議の開催
【第６段階】 小康期（再燃期）	・第４段階の行動基準を継続 ・順次、通常業務の再開 ・議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施 ・３密回避への配慮	・第３・４段階の行動基準を継続 ・通常の議員活動に戻す	・次の感染拡大に備えた対応の検討

③　議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員の参集基準

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服　装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する（自家用車等）	第２委員会室又は議会局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット

参集（登庁）時の判断基準

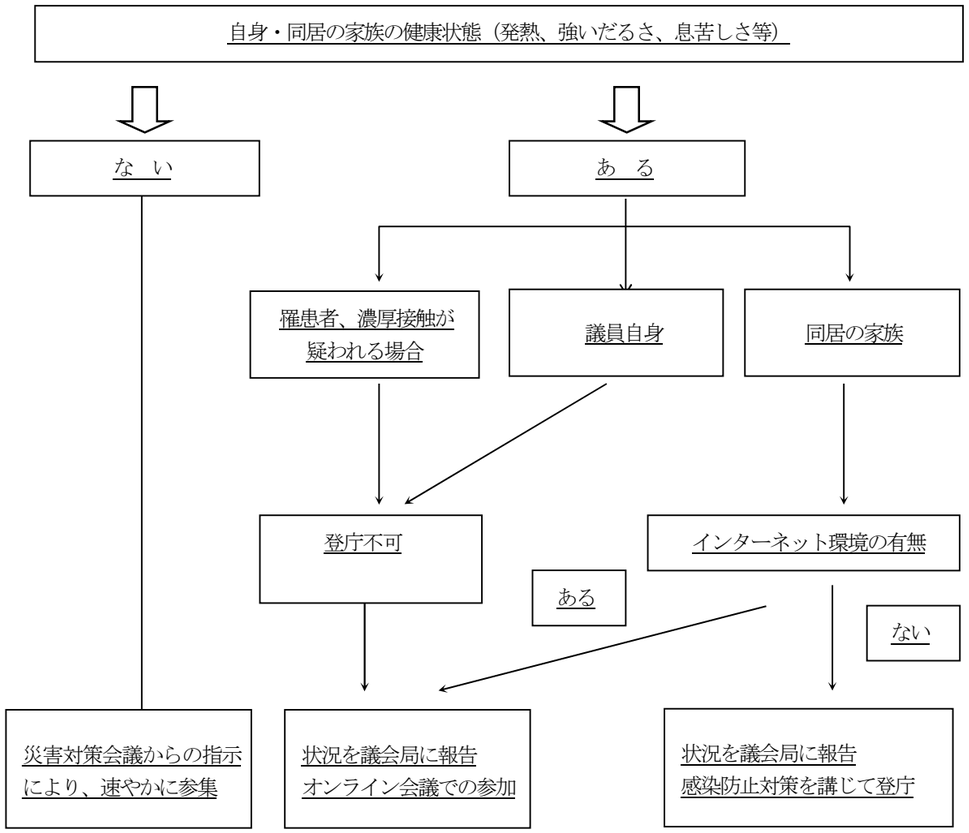

※議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。

（4）審議を継続するための環境の整理

①　オンライン会議システムの活用

今回の新型コロナウイルス感染症については、令和２年４月７日、７都府県に対して緊急事態宣言が発出され、さらに、同年４月 16 日には全国に拡大され、同年５月 25 日の５都道県解除まで、約２か月間にわたり不要不急の外出自粛等の措置がとられた。

大津市議会においては、同年５月 18 日の令和２年招集会議が予定される中、感染拡大防止策を種々講じての会議開催となり、議会の本質的活動である本会議や各委員会が「３つの密の場」として開催が危ぶまれるなど、これまでの取り扱いを一定制限することとなった。

感染症にあっては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議システムの導入が必要である。

オンライン会議システムを活用した本会議の開催は、現行地方自治法の規定により実施ができないが、実施できるよう地方自治法の改正を求め、令和２年６月通常会議及び令和３年 11 月通常会議において意見書を可決、送致した。また、令和３年７月及び令和４年２月には、総務大臣その他の関係機関に対し地方自治法の改正についての要望活動を行うとともに、全国市議会議長会及び全国中核市議会議長会の賛同を得て両議長会からも関係大臣に対し要望活動が行われた。さらに、防災訓練の一環としてオンライン会議システムを活用した「オンライン模擬本会議」を開催し、オンライン会議システムによる本会議開催が実務的に可能であることを実証した。今後も、他の市議会とも連携して働きかけを実施することが必要である。

また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで、差し支えないとの総務省通知を受け、令和３年５月招集会議において委員会条例等の一部改正を行い、オンライン会議システムを活用した委員会の開催を可能とし、同年度中にオンライン会議システムを活用して議会運営委員会及び４常任委員会を開催した。

今後は、執行部においてハード、ソフトの整備を進めていくことが必要である。

一方、災害対策会議や議員間の意見交換の場等についても、オンライン会議システムを積極的に活用していく。

②　備蓄品などの確保

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、滋賀県内で 100 名、大津市民 31 名（うち１名死亡）、市職員 11 名、その家族８名（令和２年５月末時点）の感染者が確認された。市内で初めて感染者が確認されてから、約２か月間にわたって感染が拡大し、学校の休校や施設等の閉鎖が続くなど、市民生活に大きな影響を与えた。また、感染予防対策のためのマスクや消毒液等が入手できない状況があった。

これまで議会においても議員、議会局職員と傍聴者を対象としたマスクなどの感染防止備蓄品は確保していなかったが、感染症の影響は長期に及ぶとともに、一旦収束しても次の感染拡大も予想されることから、議員と議会局職員が継続的に業務に従事することができるよう、また傍聴者への配慮も必要なことから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

（イ）マスク

感染症の感染防止対策として、議員と議会局職員のあわせて 57 人の 60 日分（約 3,500 枚）の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、品質が保たれる環境において、適切に管理する必要がある。

（ロ）消毒液

感染症の感染防止対策として、消毒液（アルコール濃度 70%～83%）は、個人の手指衛生の徹底のため、また、議会フロア内の共用部分の消毒のため一定数量の確保が必要である。

なお、消毒液については、アルコール過敏症の方に配慮した消毒液も合わせて確保するとともに、使用期限が設けられていることから、定期的な更新が必要となる。

③　一般傍聴者への対応

感染症発生段階別において設定されている第４段階（県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期）移行時については、３つの密を回避するため、本会議や委員会等の一般傍聴について検討する必要がある。なお、一般傍聴に替わる手法（委員会のインターネット中継）の整備が今後必要となる。さらに、インターネット環境を有しない方への対応については、感染に係る追跡ができるよう氏名・連絡先を確認の上、傍聴を認めることになる。

（５）情報の的確な収集・発信

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や県の動向及び地域の実情を的確に把握することが前提となる。市において事案発生による業務継続計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。こうした状況下において、議事機関としての議会の監視機能を維持することは必要である。

そのため議会は、執行部の業務継続計画の進捗状況や、市民の置かれている状況の把握の現状などの情報を共有することを基本として、議会としての権能を最大限発揮できるように努める。

一方、執行部が混乱している状況において、執行部への負担軽減を図ることも必要であり、バランス感覚を保ちながら執行部と協力し、市民福祉の向上を図っていくことが重要である。

また、市民の不安や要望等に耳を傾け、情報発信することは、地域に根ざした議員にとっても重要な活動である。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓として、執行部から議会への情報提供が少なかったという事案を踏まえると、災害対策会議の開催にあたっては、今後の市の取り組み等を的確に把握するため、必要に応じて執行部を招聘し、意見交換をすることが必要である。

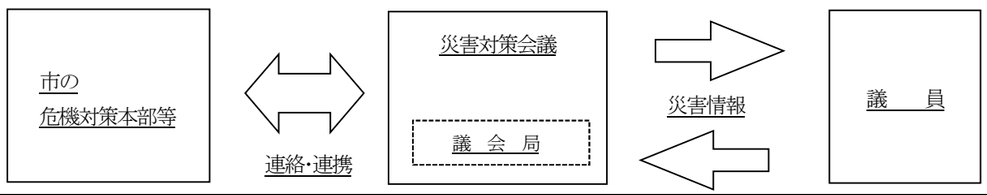

※　市の危機対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。（現在、市の危機対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として１名の職員が参画している。）

①　地域の要望等の収集・発信など

議員は、市の把握する情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集、把握に努めるものとする。議員が収集、把握した要望等の執行部への発信については、執行部の人員及び業務体制に鑑み、議会局を通じて行う。また、議員は市民の不安を払拭するため、市の情報や執行部からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。そのため、議員間での市の情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

②　タブレット端末の活用

議員は、貸与されているタブレット端末を有効に活用し、常に情報の受発信に努める。また、感染拡大防止の観点からも、オンライン会議システム等を活用する。

（6）議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等

①　議会フロアの立入り制限

・　感染者の確認当日は、執務室等の消毒作業が完了し、濃厚接触者が確定するまでの間、執務室等への市民等の立入りを制限する。ただし、濃厚接触者が翌日以降に確定される場合、執務室等への市民等の立入り制限を継続する。また、議会フロアを含め、クラスター発生が認められた場合は、２日間市民等の立入りを制限する。

・　議会フロア（本館３階東側）が立入り制限された場合、委員会室（本館４階東側）を活用する。

※　必要に応じ、委員会室等（本館４階東側）を併せて立入り制限することもある。その場合は他の業務場所を確保する。

・　市ＢＣＰ本部会議において本庁舎への立入り制限が決定された場合、制限が解除されるまでの間、議会フロアについても、議員・議会局職員の立入り制限を実施する。なお、立入り制限中、緊急事案が発生した場合は、必要最小限の人員により対応する。

②　議会フロアの消毒

・　委託業者により実施

・　職員が実施する場合は、消毒液による清拭を行う。

・　消毒液、手袋等は職員支援室で配備しているものを使用

③　罹患者等の復帰基準

※　令和３年２月 25 日付、健感発 0225 第１号、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」

※　令和４年１月 28 日付一部改正「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

※　なお、市において、引用基準の変更等があった場合は、その取扱いとする。

④　職員の業務体制

ア　感染者の発生当日

・　保健所による濃厚接触者の確定

・　別室において、電話対応など、市民等と直接接しない方法で業務を継続する。

イ　発生２日目

・　立入り制限の期間が翌日以降となる場合（発生当日に濃厚接触者の確定がされていない等）は、電話対応など、市民等と直接接しない方法で業務を継続する。

・　議会フロアの消毒が完了し、濃厚接触者が確定した場合は、議会局執務室での業務を再開し、濃厚接触者のうち陰性であった者が復帰するまでの間（最大 14 日目まで）は、本計画に基づき、優先すべき業務を選定し、次のとおり応援体制を組む。

ア　課内の人員で継続できる場合
事業仕分けのA・Bに該当する業務を行う。
イ　課内の人員では継続できず、局内の人員で継続できる場合
局内で出勤できる職員を特定し、事業仕分けのAに該当する業務を行う。
ウ　局内の人員で継続できない場合
必要になる人員を速やかに総務部長に報告し、応援を得て事業仕分けのAに該当する業務を行う。

※　なお、局長及び所属長は、優先業務を最優先として、執行部への職員の派遣に協力する。

・　隔週の２交替勤務を実施していた場合は、在宅勤務者が議会局執務室での勤務にあたり、業務を継続する。

（議会局職員の２交替制勤務等を実施した事例）

国からの要請（出勤者の７割削減）や市職員の感染に鑑み、令和２年４月 17 日付け、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための２交替制勤務の実施について」通知があり、議会局職員においても４月 20 日（月）から５月 31 日（日）まで２交替制勤務となった。

当初は、１日ごとの交替勤務であったが、同年５月７日（木）からは、１週間ごと（月～金）の交替勤務となった。

また、本庁舎内において感染者が 10 人を超え、集団感染が発生している現状により、令和２年４月 21 日付け、「本庁舎の閉鎖について」通知があり、同年４月 25 日（土）から５月６日（水）までの 12 日間本庁舎（消防局、企業局を除く。）が閉鎖されるとともに、約 1,200 名が自宅待機となった。

⑤　議員が医師の診察を受ける場合の情報の共有

議員に発熱等の症状があり、医師の診察を受けることとなったときは、次により情報を共有する。

①　議員から発熱等の状況等について議会局に連絡
②　連絡を受けた場合、下記事項作成を依頼

→

③　正副議長、局内管理職員による協議（情報の共有）

→

※　③の協議の結果、必要と判断された場合
④　全ての議員に対し、次に掲げる事項について配信する

↓

２日前まで遡って、自身の行動履歴の作成
※　陽性判明時、保健所に提出する必要あり

↓

☆　当該議員の状態と検査予定
☆　当該議員の情報は口外しないこと
☆　不要不急の登庁は控えてもらうこと
☆　健康観察を徹底すること
☆　前日までに当該議員と接触していた議員は、体調管理に特に注意すること

※　議員から続報が入った場合は、状況に応じて②の協議を行い、当該議員の体調に大きな変化があった場合は、項目を絞って③の連絡を繰り返す。
※　議会局職員について準用する。

⑥　議員が罹患した場合の情報の公開

ア　感染者情報の公表

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 16 条では、県知事等は収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならないとされており、さらに同条第２項では、前項の情報を公表するにあたっては、個人情報の保護に留意しなければならないとされている。

新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表については、感染症法第 16 条を踏まえ、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和２年２月 27 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）を参考にしつつ適切な情報の公表に努めていただく旨の依頼がある。

国による上記内容を踏まえ、大津市議会議員が感染症（公表が必要なもの）に感染した場合、国の方針及び県の公表内容に従い、大津市議会として必要な情報を公表する。

なお、公表については、記者発表及びホームページでの方法で実施する。

イ　情報伝達フロー

（イ）議員や同居家族が保健所や医療機関の指示によりＰＣＲ検査、抗原検査を受ける場合等

●ＰＣＲ検査等を受検することになった時
●濃厚接触者の認定を受けた時

→

●議会局への報告
報告内容（受検日、現在の症状、同居家族の状況等）

→

●検査結果が出るまで自宅待機

※　上記検査結果が判明した場合、直ちに議会局へ報告する。
※　議員が濃厚接触者となった場合の復帰基準は、罹患者との最終接触日から５日間経過後。ただし、10 日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認等を行う。

（ロ）議会局対応

１）議員から検査受検等の報告を受けた後

●議会局への受検等報告

→

●正副議長、災害対策会議メンバーへの報告等

→

●災害対策会議の開催準備
●プレス資料準備

※　同居家族が受検等の場合は、正副議長への報告までとする。

２）議員や同居家族の検査結果報告を受けた後

●検査結果を議会局へ報告

→ ●陰性判定 → ●正副議長、災害対策会議メンバーへの報告等

→ ●陽性判定 → ●正副議長、災害対策会議メンバーへの報告等 → ●全議員への周知 ●総務課への報告 → ●記者発表 ●ホームページ掲載

※　議員への感染拡大等の状況により協議等が必要となった場合は、災害対策会議を招集する。
※　同居家族の検査結果については、正副議長への報告までとする。

（ハ）　上記（イ）（ロ）は、議会局職員について準用する。

P59

各種統計に関すること	C
市政概要の資料作成依頼、資料のとりまとめ、印刷作成	C
大津市の概要の作成、印刷作成	C

P61

（２）議会の防災訓練

議会ＢＣＰの作成を踏まえ、災害時における議会と議会局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年１回は実施することが必要である。

※平成 26 年 11 月４日　市議会防災訓練の実施

各種統計に関すること	C
大津市の概要の作成、印刷作成	C

（２）議会の防災訓練

議会ＢＣＰの作成を踏まえ、災害時における議会と議会局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年１回は実施することが必要である。

※平成 26 年 11 月４日　市議会防災訓練の実施

※平成27年11月4日　市議会防災訓練の実施 ※平成28年11月25日　市議会防災訓練の実施 ※平成29年11月13日　市議会防災研修の実施 ※平成30年11月13日　市議会防災訓練の実施 ※令和２年１月31日　市議会防災研修の実施 ※令和３年１月29日　市議会防災訓練の実施 ※令和４年１月25日　市議会防災訓練の実施	※平成27年11月4日　市議会防災訓練の実施 ※平成28年11月25日　市議会防災訓練の実施 ※平成29年11月13日　市議会防災研修の実施 ※平成30年11月13日　市議会防災訓練の実施 ※令和２年１月31日　市議会防災研修の実施 ※令和３年１月29日　市議会防災訓練の実施 ※令和４年１月25日　市議会防災訓練の実施 ※令和５年11月10日　市議会防災訓練の実施
P62 （1）議会ＢＣＰの見直し 議会ＢＣＰに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会ＢＣＰはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。 ※平成28年３月　見直し（第２版） ※令和２年３月　見直し（第３版） ※令和２年８月　見直し（第４版） ※令和３年３月　見直し（第５版） ※令和４年３月　見直し（第６版） ※令和４年８月　見直し（第７版） ※令和４年９月　見直し（第８版）	（1）議会ＢＣＰの見直し 議会ＢＣＰに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会ＢＣＰはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。 ※平成28年３月　見直し（第２版） ※令和２年３月　見直し（第３版） ※令和２年８月　見直し（第４版） ※令和３年３月　見直し（第５版） ※令和４年３月　見直し（第６版） ※令和４年８月　見直し（第７版） ※令和４年９月　見直し（第８版） ※令和６年　月　見直し（第９版）

別添様式2

議員及び職員安否（健康状態）確認表

※議会局記入欄		
確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

報告日時	月　　日（　　）
	午前･午後　　時　　分送信
議員･職員 氏 名	
今朝の体温	＿＿＿＿℃

安否状況（健康状態）	何時ごろから、下記の症状はありますか【 今日 、 昨日 、 ＿＿日前 から 】					
	議員本人	健康状態	→	発 熱　【　　℃】		
			↘	強いだるさ　息苦しさ　その他（　　）		
	家族	健康状態	→	配偶者 ・発熱 【　　℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ	子ども ・発熱 【　　℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ	その他（　　） ・発熱 【　　℃】 ・強いだるさ ・息苦しさ
現在、自宅以外におられる方は記入下さい			住　所 ： 電話番号 ：			
その他	特記事項があれば、記入（受診状況（医師の診断、PCR検査予定等））					

※毎日の検温、手洗い、うがい、咳エチケット、換気の慣行。
※不要不急の外出はお控え下さい。
※健康状態の変化がありましたら、議会局までご連絡をお願いします。
電話 077－528－2640 、 FAX 077－521－0409

（※別添様式２を全部改正）

別添様式2

議員及び職員安否（健康状態）確認表（感染症用）

※議会局記入欄		
確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

報告日時	月　　日（　　）
	午前 ・ 午後　　時　　分
議員･職員 氏 名	

安否状況（健康状態）	本人	症状の有無	有	・症状の具体的な内容 ・いつ頃から当該症状があるか【　　月　　日　　時頃から 】
			無	
	同居の親族	症状の有無	有	・症状がある者（配偶者、子等を具体的に記入） ・症状の具体的な内容 ・いつ頃から当該症状があるか【　　月　　日　　時頃から 】
			無	
現在地及び連絡先			住　所 ： 電話番号 ：	
その他	特記事項があれば記入（受診状況、医師の診察結果、検査の予定等）			

※健康状態の変化がありましたら、議会局までご連絡をお願いします。
電話 077－528－2640　 FAX 077－521－0409